

日置市共同募金委員会助成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「ひとりひとりがおもいやりのきずなでつくる福祉のまち」実現のため、地域を良くしていこうと活動するボランティア団体や福祉団体などを支援することを目的とし、日置市共同募金委員会（以下「委員会」という。）が行う助成の基準や手続きについて定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成対象団体は、日置市内で活動する社会福祉法人、特定非営利活動法人、地区公民館や自治会等の地域団体、福祉団体及びボランティア団体とする。
2 赤い羽根共同募金運動への協力があるまたは、今後協力できる団体

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉活動事業
- (2) 地区公民館、自治会等が行う小地域での福祉推進のための活動事業

2 前項に掲げる事業であっても、次の各号に該当する事業は助成対象としない。

- (1) 設立開始後満1カ年を経過しない団体の事業。ただし、特に必要性が認められる場合はこの限りでない。
- (2) 構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、活動の対象が一般に開放されず限定されており、社会福祉の性格の明らかでない事業。
- (3) 社会福祉を目的としても、政治、宗教、組合等の手段として行う事業。
- (4) その名称の如何にかかわらず、営利のために行っているとみなされる事業。
- (5) 助成による効果が期待できない事業。
- (6) 他の補助金との重複助成や他の財源をもって実施することが適当と認められる事業。

(助成基準)

第4条 第2条及び前条に定めるもののほか、助成対象経費、助成限度額、助成率、助成期間等に関することは、日置市共同募金委員会助成基準のとおりとし、募集チラシにて掲載する。

(助成申請)

第5条 助成を受けようとするものは、委員会が定める期日までに、別に定める助成金申請書（様式1号）に必要な書類を添付し、委員会に提出しなければならない。

(審査)

第6条 委員会の会長は、前条の助成申請があったときは、必要に応じて調査を行い審査委員会（必要に応じて運営委員会）に諮ったうえで、助成の可否について決定する。

(助成金の決定及び交付)

第7条 委員会は、鹿児島県共同募金会からの地域福祉活動費（助成額）の決定後に助成金の決定を行い、助成申請団体に助成金交付決定通知書（様式2号）を送付する。

- 2 助成を受ける団体は、助成金の交付を受けた場合は、直ちに領収書（様式3号）を委員会に提出するものとする。

(助成事業の変更、辞退)

第8条 助成金決定後、委員会が指定した事業について、やむを得ない事情により変更の必要が生じたときは、事前に変更申請書（様式4号）を提出し、委員会の承認を得なければならない。

- 2 前条の承認については、原則として、会長及び副会長の決裁により行うものとするが、会長が必要があると認めるときは、運営委員会に諮ったうえ承認するものとする。
- 3 予定していた事業が実施できず、事業変更もできなかった場合は助成金辞退届（様式6号）を提出し、助成金を返金しなければならない。返金された助成金は、日置市社会福祉協議会が実施している地域福祉活動事業に助成することとする。

(助成事業完了報告)

第9条 助成を受ける団体は、助成事業完了後1ヶ月以内に事業完了報告書（様式5号）に支出を証明する書類を添付し、委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、助成を受ける団体に対し調査を行うことができる。

(助成金の経理)

第10条 助成を受ける団体は、助成金の使途経理について常時内容を明らかにしておかななければならない。また、委員会が要求するときは、必要な記録及び諸帳簿を提示するものとし、調査を拒むことはできない。

(使途の周知)

第11条 助成を受ける団体は、事業の実施に当たって、助成金の使途に関し、広く住民に周知しなければならない。

(助成の取消)

第12条 委員会は、助成を受ける団体が次の各号に該当する場合は、助成金の全額若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 助成決定後事業を一部休止又は廃止したもの。
- (2) 助成金を指定された事業以外に使用したとき。
- (3) 事実と相違した助成申請又は使途報告を行ったとき。
- (4) 経理状況が極めて不良と認めたもの。
- (5) その他本会の指示に従わず又は本会が不適當と認めた場合。

(助成物件の管理期間)

第13条 助成事業により取得した物件及び関係書類の管理期間は、助成事業の完了の日の属する年度の終了後5年間とする。助成事業により取得した物件については、期間中は適切に管理しなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年12月10日から施行し、平成25年度の募金分から適用する。

この要綱は、平成29年10月16日から施行し、平成30年度の助成分から適用する。

この要綱は、平成29年11月29日から施行し、平成29年度の助成分から適用する。

この要綱は、令和2年11月2日から施行し、令和3年度の助成分から適用する。